



## 社会支援ミニ情報

# 各障害者手帳で利用できる制度

### 身体障害者手帳

**内容**：身体障害者手帳は、身体に障害がある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度によって1級から6級までに区分されます。交付を受けた後、障害の変化が予想される場合には再判定を受けることができます。

**交付対象**：肢体、視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱または直腸機能、小腸機能、HIV、肝機能に永続する障害がある方が対象となります。

**手続**：指定医師（身体障害者福祉法15条指定医）による診断書に顔写真などを添え、市町村障害福祉担当課に提出します。

**利用できる制度**：医療費の助成、補装具・日常生活用具の給付、就労、在宅サービス、税の減免、公共料金の割引などがあります。

### 療育手帳（横浜市は「愛の手帳」）

**内容**：療育手帳は、知的障害を持った方が一貫した療育、援護を受け、様々なサービスや優遇措置を受けやすくするものです。ただし、18歳以前の障害と認められたもので、IQの数値により障害程度によりA1、A2、B1、B2の4段階に分けられます。

**交付対象**：児童相談所、または総合療育相談センター（知的障害者更生相談所）で知的障害と判定された方です。

**手続**：療育手帳交付申請書、顔写真、印鑑を用意して、市町村障害福祉担当課にて申請します。

**利用できる制度**：各種手当、税の減免、公共料金の割引、住宅関係、文化施設等割引などがあります。





## 精神障害者保健福祉手帳

**内 容** : 精神障害者保健福祉手帳は、精神障害を持つ方の社会復帰や自立、社会参加の促進を図ることを目的として交付する手帳です。障害の程度により1級から3級に区分されます。更新期間は2年ごととなります。

**交付対象** : 6ヶ月以上精神障害の状態にあり、日常生活または社会生活になんらかの制約のある方で、手帳の交付を希望する方です。

**手 続** : 手帳の交付には、精神障害者保健福祉手帳交付申請書、その他精神障害の診断または治療に従事する医師の診断書、あるいは精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写しのいずれか一方が必要です。なお、精神保健指定医以外が記載した診断書でもかまいません。手帳の交付は、障害者本人が申請するものですが、家族や医療機関職員等が申請手続きを代行しても差し支えないことになっており、受付窓口は市町村福祉担当課になっています。申請書、同意書、印鑑、顔写真を用意して、申請を行ってください。

**利用できる制度** : 精神障害者保健福祉手帳の所定欄に記載することで、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療との同時申請を行うことができます。また、所得税、住民税の障害者控除、生活保護の障害者加算の対象となることがあります。公共施設の入場料、交通機関の運賃の割引は、その運営主体の判断により行われます。

**自立支援医療** : 精神通院医療、てんかん等の場合、医療費や薬剤費の自己負担が一割負担となります。また、所得に応じて毎月支払う医療費や薬剤費の上限額が設定されます。

